

## 第14回生活・ビジネスインフラWG（環境分野） 議事概要

日時：平成17年7月6日（水）13：00～14：00

会場：永田町合同庁舎 第1共用会議室

議題：労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器の検査等に関する厚生労働省からのヒアリング

出席：規制改革・民間開放推進会議

鈴木議長代理、井上参事官、原企画官、事務局

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

寺岡 安全課長、浅田 主任中央産業安全専門官、毛利 中央産業安全専門官

鈴木主査 それでは、第14回生活・ビジネスインフラWG、環境分野を行いたいと思います。今日は厚生労働省から、労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器の検査等に関するヒアリングをさせていただきたいと思います。事前に我々の方から質問事項を出しておりますので、それに関連してお話を承りたいと思います。

なお、保安四法に関しましては、経済産業省、消防庁からのヒアリングを終えておりまして、問題の所在は、ある程度把握しておるつもりですけれども、本日はそれを巡って議論したいと思いますので、まず御省の方からご説明をお願いしたいと思います。

寺岡課長 安全課長の寺岡でございます。提出しております検査の概要等についてご説明させていただきます。

まず、検査の概要でございますが、落成検査、変更検査、性能検査に分けて表形式にしております。

申請書類の届出先ですが、完成検査および変更検査は所轄労働基準監督署長、性能検査は登録性能検査機関となっております。

自主検査の導入の有無については、それぞれ導入しておりません。

検査者は、完成検査および変更検査は所轄労働基準監督署長、性能検査は登録性能検査機関となっております。

検査項目につきましては、落成検査は本体、ボイラー室、配管、据付基礎等を対象としています。変更検査は本体、附属設備、燃焼装置等の変更部分となっており、性能検査につきましては本体、燃焼装置、自動制御装置等となっております。

検査周期でございますが、落成検査は設置時、変更検査は変更時、性能検査につきましては1年となっております。

検査方法でございますけれども、落成検査は外観検査、計測、運転確認等、変更検査は外観検査、水圧試験等、性能検査につきましては外観検査、水圧試験、非破壊検査等ということにしております。

検査時間でございますが、例ということで記しておりますが、落成検査は1基9時間、変更検査は1基4時間、これは大規模なものを例として挙げております。性能検査は、これも大規模なものですが、1件5人×6日間となっております。

鈴木主査 この「件」というのは、一事業所という意味ですか、それとも、機器のことですか。

寺岡課長 基とあるのが機器、件とあるのが事業所として使い分けております。

それから、検査手数料ですが、落成検査で4,900～42,500円、変更検査で

4,900~20,100円、性能検査については8,600~81,700円という状況でございます。

続きまして、認定制度の導入の経緯でございますが、平成8年の4月に安全管理の水準が高い事業者につきまして、2年連続運転を可能といたしました。さらに、平成14年の4月に4年連続運転を可能といたしまして、高圧ガス設備との検査の周期を合わせることを可能にしたということでございます。連続運転期間中につきましては、容器を開放しないで運転中に検査を行うことができるとしております。現在では、認定事業場は、180事業場に達しております。

現状の認定制度の内容とした理由ですけれども、4年連続運転については、実機で3000基程度、試行で4年連続運転をやりまして、その結果、一定の要件満たす事業者については、連続運転を行っても安全上問題が認められないと判断いたしました。この要件でございますが、事業場全体の安全管理組織が確立していること、本社による監査を実施していること、運転管理、保安全管理についてそのための組織が確立していること、自主基準を作成していること、余寿命の評価、経年損傷の適切な防止対策が実施されていること、適切な自動制御装置の維持管理及び水管理が実施されていること、文書、教育訓練、検査・測定装置等の管理基準の作成及びこれに基づく管理が実施されていること、などを要件といたしました。

次に、性能検査について、登録性能検査機関が行うものとされており、事業者による自主検査を認めていないことに関してですが、まず、登録性能検査機関ということで3つございます。日本ボイラ協会、ボイラ・クレーン安全協会、損害保険ジャパン。以前は指定代行機関制度となっております。その当時から、この3つが実施しておりました。平成16年の4月から登録機関制度に移行いたしました。引き続きこの3機関がやっているということでございます。ボイラ協会とボイラ・クレーン安全協会につきましては、特別な法律に基づく法人ではございませんで、いわゆる民法上の公益法人ということでございます。

検査実績でございますけれども、平成16年度につきましては、日本ボイラ協会が、ボイラーについて約3万基、第一種圧力容器について約8万基、ボイラ・クレーン安全協会が、ボイラーについて約8千基、第一種圧力容器について約1万8千基、損害保険ジャパンが、ボイラーについて約4千基、第一種圧力容器について約1万基程度やられているという状況でございます。

続きまして、高圧ガス保安法は一部自主検査を認めているが、労働安全衛生法においては登録性能検査機関に限定している理由でございます。労働安全衛生法の第一種圧力容器は膨大なエネルギーを有しております。それで、例えば、オートクレーブが200メートル飛ぶとか、付近の事業所、労働者のみならず被害を与えるという事例もございました。そういうものでございますし、腐蝕等のおそれもあるということで、定期的な検査により構造・性能要件を担保しないと労働安全衛生法の目的である労働者の生命・身体の保護が実現できない。ホームページ等で高圧ガス保安協会の情報を見たりしておりますと、高圧ガス保安法における認定自主検査が行われている事業所で、火災等の事故や自主検査に係る不正事案が発生しているという状況が見られますし、私どもの労働安全衛生法におきましても、定期自主検査を実施しないといけない設備がございます。例えば、化学設備ですね。そういうものについても法令違反がかなりあるという状況でございます。特に、平成15年以降、我が国を代表する大企業で、重大災害が近年続発しております。例えば、ある会社の場合ですと、ガスホルダーの爆発災害で17名が負傷されました。ガスホルダーの腐蝕が原因ですけれども、私どもで義務付けております定期自主検査をやっておられなかったということで、この会社につきましては書類送検をしたという事例でございます。また、平成14年に石油精製事業所で配管の腐蝕により、

爆発して労働者が一人負傷したというような事故もございますけれども、これも私どもが事故調査をやったわけでありまして、配管の肉厚測定を行っていないで、破れたということが原因となっております。これは結果的には認定保安検査事業者であったというようなこともございます。

近年、事故が多発しておりますので、安全管理のレベルの低下というのが懸念されてきております。かつ、安全対策の充実・強化求められているということで、私どもの労働政策審議会で安全対策の充実について協議をいただいたり、今国会に労働安全衛生法の改正法案をだしたり、それから国会で集中審議があったり、大臣から業界団体のトップに要請をしたり、というようなことを今やっておりますということでございます。

このような中で、安全水準の低下をもたらしかねない自主検査を導入することは困難と考えているということでございます。

ガス設備の検査についてですが、私ども労働安全衛生法の第一種圧力容器というものがございまして、これにつきましても水蒸気に関わるようなものにつきましましては、1メガパスカル未満に限定されるものではないということでございます。例えば、オートクレーブなんかも高圧ガス保安法から外れているというようなこともございます。それから、一方で、逆にガス設備につきましましては、1メガパスカル未満のものでも高圧ガス保安法が適用されるというものもございます。高圧ガス保安法が適用されれば、第一種圧力容器の適用が除外されております。

第一種圧力容器は、労働安全衛生法において1メガパスカルを超えるものも含めて、災害が少なく管理されておると考えておりました、法の適用を変える必要性はないと基本的には思っていますし、仮に統合するのであれば労働安全衛生法に統合するののも一つかと考えております。簡単ではございますが、以上でございます。

鈴木主査 1メガパスカルで、きれいに切って所管分けをしておるといってもいいとすると、高圧ガス保安法のガス設備と労働安全衛生法の圧力容器との区切りのルールは何ですか。私は今まで1メガパスカル以上のものが高圧ガス保安法に基づき、それ未満は労働安全衛生法に基づくものと思っていたから、一つのフローの中で、1メガパスカルを超えると高圧ガス保安法、超えないと労働安全衛生法となって、なぜそんな人為的な切り方をするのだろうかと思っており、今日、聞こうと思っていたのですが。

寺岡課長 もともとボイラーは私どもですべて規制をしてきておりました、ですからその関連で水蒸気に関わるそういうものの施設については、労働安全衛生法で規制しているということになるかと思えます。

鈴木主査 使用する時が水蒸気であるという意味ですか。

寺岡課長 そうです。それからオートクレーブみたいなものですか。

鈴木主査 オートクレーブには高圧ガス保安法は関係しないのですか。なぜ。

寺岡課長 高圧ガス保安法から適用除外されております。

鈴木主査 1メガパスカル以上であってもですか。

寺岡課長 圧力に関わらずです。

鈴木主査　なぜですか。

寺岡課長　私どもでも承知しておりません。

鈴木主査　私の会社でもオートクレーブを使っているが、1メガパスカルよりもっと高い圧力でやっていると思う。

寺岡課長　先程ご説明しましたオートクレーブの事故で、15気圧ぐらいのものが平成16年位の事故であったんですが、それで吹っ飛んで、付近の工場を潰したり、労働者が負傷したというのは、私どもで調査しております。

鈴木主査　だけどあれは、オートクレーブの中に高压ガスを吹き込むのではないのですか。

寺岡課長　高压ガス保安法の政令でその部分は除かれております。

鈴木主査　聞くところによると、昔の内務省時代に労働安全規則しかなくて、それでやっておったところ、高压ガス取締法ができたため高压ガスの部分は譲った。残ったのは1メガパスカル未満だから、压力容器の方で受け取ったと聞いたがそういうことですか。

寺岡課長　それはちょっと違うと思います。古い話なので正確なことは承知しておりませんが、大正11年に圧縮ガス液化ガスの取締法ができておりまして、それが今の高压ガス保安法の前身だと聞いております。内務省が所管をしておった。それで昭和23年に通産省に移管されたと聞いております。

ボイラーの方はそれよりもっと遅れていて、昭和10年に今のボイラー則みたいなものが施行されてます。その前に通達なんかで都道府県ではやってきておりましたが、規則的な面でいうと10年にできております。

鈴木主査　ボイラーの方が後になるのですね。

浅田 主任中央産業安全専門官　若干補足いたしますと、明治時代に危険な設備については、許可を得なければいけない、検査をしなければいけないと一般的な法律はございました。それを受けて、都道府県の条例で、ボイラーなどの規制が行われていた。と言いますのは、産業革命が起こった時、一番最初に蒸気を用いる設備としてボイラーが使われて、それに伴う破裂等の事故が増えた。それを受けた形であると聞いております。したがって、ボイラーだけがまとまったのは後であるが、根拠になる元の形のものは明治時代であると聞いております。

寺岡課長　それで、ボイラー則は、昭和13年に旧厚生省に移管されております。昭和22年に労働省に移管しています。保安法との関係では、元々、入りくりしたりするようなことはなかったという感じです。

鈴木主査　経産省の話を見ると、自主検査を導入しても問題は起こっていません、事故はありませんと言っておるが、そうですか。

寺岡課長 私どもも経産省さんのデータを全部持っているわけではありませんし、高圧ガス保安協会さんの出されている資料で見えておりますが、死亡事故は平成16年はゼロですが、単なる爆発事故、死亡に至らない人身事故は起きています。

鈴木主査 さっき言われた事故は、1メガパスカル未満の設備で起こったということですか。

寺岡課長 必ずしも圧力容器とかを対象に申し上げているのではなく、大規模な事業場でそういうことが起きているということです。平成14年の石油精製事業所のものについては、高圧ガス設備で腐蝕が起きて事故が起こったものです。

鈴木主査 一般論ではなく、労働安全衛生法所管の1メガパスカル未満のもので、大規模な事業場で事故を起こしていたら、それを示して下さい。いろいろ悪いことをする人いますよということを聞いているのではなく、労働安全衛生法所管の1メガパスカル未満のもので事故、また、高圧ガス保安法が所管せず、労働安全衛生法が所管する1メガパスカル以上のオートクレーブで事故が起こっていたら、それはどこで、いつ起こったのかを教えてください。

浅田 主任中央産業安全専門官 労働安全衛生法が所管している1メガパスカル未満のものにつきましては、第三者による性能検査を義務付けておりますので、そこでは不正というものは基本的に起こっておりません。起こっているのは唯一、本来性能検査を受けなければならなかったのに受けなかった、その結果、設備・構造要件を具備せず、破裂等の災害が起こっているというのが過去に、ここ2、3年で2件程ございました。

それ以外に、人身事故等は起こっておりませんが、高圧ガス保安法におきましては、コンビナート施設におきまして、公表されているペーパーによりますと、火災・爆発・破裂事故の内、摩耗であるとか腐蝕であるとか亀裂が原因となった事故は、平成14年から16年の3年間で22件あります。それに対しまして、労働安全衛生法関連では全業種において1件にとどまっております。その1件というのは本来受けるべき検査を受けずに、管理も不良で結果的に災害に至っているものでございます。したがって、本来、自主検査が義務付けられておるにも関わらず、それを怠って、災害に至っておる事例をご紹介したものでございます。

鈴木主査 そちらへの事故の件数、一般論ではなく、労働安全衛生法の所管する1メガパスカル未満の圧力容器で、何年にどういう事故が、どこにおいて起こったのかということをお過去に遡ってお示しいただきませんか。10年位遡っていただいて。

寺岡課長 分かりました。

鈴木主査 次にご意見を聞きたいのだが、危険度というのは圧の大きいほど問題は多いというのが常識だと思うが、その観点からいったら、圧力の低い方が圧力の高い方よりも検査の程度が高いというのは、私には納得できない。仮にそれがあり得るのなら何故かというのを説明してもらいたい。

寺岡課長 私ども方でも1メガパスカル以上のものがあるということと、圧力容器については、一般的に、いわゆる水蒸気とか水とかが入っているケースが非常に多く、一般的に圧力容器については炭素鋼で作られていることが多い。

水ないし水蒸気は腐蝕性が高いということで、ようするに水だから全然大丈夫かということではなく、pHの問題もありますし、かなり腐蝕性が高い。腐蝕の可能性という意味では、水とか水蒸気を中に入れていたものは、リスクは高いと思っています。

私どもの圧力容器で性能検査のやっているものの結果を見ますと、色々な割れとか腐蝕とかがあって直すよう指導しているケースが2割位あります。

鈴木主査 1メガパスカル未満のものについては、だいたい水蒸気をベースにして処理をしているわけですか。高圧ガスの方がガス体でやっているわけですね。そういうご説明を受ければ、危険要因は圧力だけではないということにもなる。

浅田 主任中央産業安全専門官 一般論で申しますと、リスクと申しますのは、被害の大きさと被害の発生確率の組み合わせだと言われておりまして、被害の大きさというのは圧力だとか容積に依存しますけれども、発生確率というのは腐蝕とか劣化が要因となり、したがって、そういったものを全て考慮した上でリスクというのは評価されるべきであると考えております。

鈴木主査 それは分かる。問題は、高圧ガス保安法で自主検査をやっているといっても、全員を自主検査対象にしているわけではない。検査周期についても相手方の実績や管理体制や信用度を勘案して周期も決めている。したがってLPガスのような中小規模事業者には自主検査は認めていない。また、事業者の要望内容を見てみると、一本のラインで結ばれている装置の中でも、片や高圧ガスの機器については自主検査でやっているため、したがって検査をするのがいつかということ、普通の工場は年に1回止めますから、その時に修理をし、検査をして、検査データを作って提出し、是とされるというやり方をしている。間違っていたら訂正してもらいたいが、労働安全衛生法の方は、検査機関が決めた日時に数日間来て、工場を止めて見せてくれという。高圧ガスの方は、自分が止めた時に修理して検査をするということをやれるのに、労働安全衛生法の方で止められたら、何のために自主検査にしたか意味が分からないということになると聞いているのですが。

寺岡課長 ご説明させていただきますと、連続運転制度というもので4年まで連続運転を可能にしております、連続運転を認定している事業場というものがありますが、それが180事業場あります。高圧ガス保安法で、自主検査ができる、検査期間が延ばせる認定検査事業者は80から90位で、私どもより少ないです。高圧ガス保安法の認定事業者の9割位は、私どもの認定事業場の中に入っております。そういう意味でいうと両方の認定を取られている方がかなりおられます。両方取られておれば、私どもも4年まで可能ですので、検査の時期も合わせることができます。

また、昨年より、検査は1年に1回はやらないといけないのですが、私どもの圧力容器は有効期限が切られてますので、それまでに検査をしないとけないのですが、今までは、有効期限が切れる一か月前からしか検査が出来なかったのですが、そうするとすぐ自由度が限られるため、検査を依頼する方も自由度が低いために先生がおっしゃったケースも出てくるだろうということで、平成16年から、それを2か月前からに広げております。そうすると、2か月間の中で選んでいただけると。これは、連続運転を認められているかいないかは関係なくですね。日を選びやすく、合わせやすくしておると、そういうことしております。

浅田 主任中央産業安全専門官 検査機関側に聞いてみると、検査日程というのは、

基本的に、クライアントから希望のあった日に極力合わすようにしているとのこと。そうでないと、今は競争状態にあるので、ライバル企業にお客さんを取られてしまう。基本的にはクライアントがやりたいと言った日に検査員が立ち合って行うという方式を取っていると聞いております。それと、認定を受けた事業者というのは、高圧ガスでも4年の連続運転が可能ですので、合わせてボイラーとか一圧についても連続運転をしないとプラント全体の有効利用ができないわけです。

連続運転であれば、運転中に外から検査ができるという仕組みですので、止めなくてもよいのです。

寺岡課長 私どもの連続運転の場合には、運転中の検査は、外観検査と厚みを測るとかということですので、開放するとかそういうことはございません。

鈴木主査 その場合は高圧ガスでやっている自主検査と、基本的には同じ考え方でやってもよいのではないかと。双方とも連続運転を認めており、高圧ガスで認定を取っている90事業者の約9割が労働安全衛生法の認定を取っておくとするなら、最後は何が違うのかというと、高圧ガスは自主検査をやっておくから、自分で検査し検査結果を報告したら、項目チェックをするだけでそれで結構ですということになる。労働安全衛生法の方は、それ以外に何をされるわけですか。4年に1回は、検査機関が開けて見るのか。

寺岡課長 今は第三者検査でやっております。

鈴木主査 要するに、自分でない第三者が見るわけですね。ここらへんを合わせられないですか。高圧ガスがそこまで信頼している事業者なら、水蒸気で腐るといった問題はあるけれども、その代わり高圧の問題はないのだから、自分で検査をしましたというレポートを受けて、それで今高圧ガスは運営しているわけですから、もちろんの虚偽の報告をした事業者に対する処罰は厳しくして、認定を取り消す。当然のことですよ。そういうふうな歩調は合わせられませんか。事は生命といっても、高圧ガスも生命ですよ。危険度は同じですよ。

寺岡課長 生命ということでは、危険度は同じということは理解しておりますけれども、高圧ガス保安法の方で自主検査を導入されて、私どもも新聞発表等で知る限りでは、不正事案がかなり起きているという事実がございまして、肉厚測定をやっていないのにやると報告したり、という事案がある。そういう事案があると、虚偽を見つけるまでのリスクは高まっているわけですし、そういうことが、認定をとった90事業者の1割の事業者で発覚したということで、後で処分すればよいということもありますけれども、それが見つかるまでの間や見つからないケースがでてくると、危険度はその間ずっと高まっているという中で、私どもが今、災害対策を強く要請されている中で、なかなかそれはちょっと、私どもは困難だと考えております。

鈴木主査 対象業者を絞ればよいではないか。本当に信用できる業者に対象を絞ればよい。自主検査になるということに対して、それをチェックする機関だとか、考えればよいではないのですか。

寺岡課長 高圧ガス保安法で認定業者になっているところのほとんどが、大企業で

すし、一昨年、三省庁、経産省、消防庁、厚生労働省で、事故が多いということで、検討会、連絡会議をもったりして、業界からもヒアリングをしたりしておりますけれども、そういう中でも、メンテナンスコストを半分にしたり、科学的な裏付けのない形でメンテナンスの合理化を図っているとか、非常に安全を危惧させるようなおそれのある事態がでてきているということもありまして、自主検査にするというのは、一部検査をやめるとかそういう可能性も高くなるので、私どもとしてはリスクが高くなるようなことは、なかなかできないということでございます。

鈴木主査 では、経産省が甘ったるいねと。そういうものを放置して、無責任だと言いたいわけですね。とてもではないけど、厚生労働省では怖くてできないことをやっているということですか。

寺岡課長 必ずしもそうではなくて、もともと高圧ガス保安法の規制の仕方と、労働安全衛生の規制の仕方が違って、例えば、高圧ガスの製造事業者というのは許可制度になっているわけで、ですから、都道府県知事が許可をするという、入り口から抑えられているという規制の違いがあります。私どもは設備だけを見ているので、事業を始める時に許可をするということはないので、圧力容器とかの設備というものを対象に規制をしているので、規制の仕方が違うので、高圧ガス保安法がおかしいとか申し上げるつもりはございません。

鈴木主査 許可するときにちゃんと選んだからといって、常にビヘイビアが正しいとは限らない。やっぱり、高圧ガスの中でも自主検査を認めておるのは、それなりの実績があって、信頼できるところで、経産省いわく事故は1件もありませんということになるので、許可をしているから安全だというのは、古い思想ですね。設備をメンテナンスしている人たちの行動を見守って、この人たちなら自主検査にしても信頼できるなど、であれば自主検査にしましょうということにして、その範囲を広げていく、これが基本だと思います。しかも、検査・検定については自主検査にして、事後チェック型の社会にしようというのは、数年前に保安に関する閣議決定がされて、今日においても継続しているわけです。だから、水蒸気で腐るといのは分かるけれども、1メガパスカル以下で、しかも納豆屋やクリーニング屋まで、そういうふうにして検査の対象にしなくては行けないのか。対象範囲を大気圧を超えたら全部というのも、いささかオーバーではないかと思えます。

寺岡課長 私どもの圧力容器といっても、色々な圧力容器があってですね、リスクに応じて規制をしまして、反応を起こさないような第二種圧力容器というものがあるわけですが、そういうものについては、検査という制度をいれなくて、事業者による定期自主検査でやっているものもあるということでございます。

鈴木主査 圧力が大気圧以上だったら、必ずお宅が検査するというわけではないということですか。お宅は水蒸気を使って1気圧以下のものを検査しているということですか。

寺岡課長 私どもの所管の圧力容器の中でも、検査の対象となっているものもあれば、検査の対象になってないものもあるということなんです。

鈴木主査 どういう基準でやっているのですか。



寺岡課長 設備毎に規制をしていますので、危険度に応じた規制をしているということです。

鈴木主査 危険度というのはいつの時点の、何年頃の危険度ですか。あるいは見直しはやっているのですか。

寺岡課長 要するに、0.2メガパスカルの気体を内部に保有する容器というものと、蒸気を受け入れて液体を加熱する容器では蒸気を受け入れて加熱する方がリスクが高いので、その二つは分けているということです。

鈴木主査 もう一度クリアにすると、高圧ガス保安法で自主検査を認めている事業者は90事業者位であると。労働安全衛生法の認定事業所にはどういう自由度を認めているのですか。基本は1年に1回、開封検査をしないといけないものを、4年の恩典を与えた、これが一つ。これだけですか。

寺岡課長 そうです。

鈴木主査 認定を受けた180事業所の恩典は、規制緩和の恩典は、1年に1回、開放検査をしないといけないものを、4年に一回の開放検査になったと、したがって4年間は連続運転できるが、4年に1回は第三者検査を受けないといけないということですか。

寺岡課長 1年に1回、第三者の検査を受けなければいけないのですが、その検査は運転しながら検査するもので、4年に1回は止めて検査するということです。

鈴木主査 運転中に何を検査するのですか。目視検査ですか。

寺岡課長 目視検査が主体で、腐蝕しやすい部分の厚みを測定するというものです。それから、開放しないので、企業で自主管理基準を作られて検査しておりますので、その日常の検査の結果を確認しております。

鈴木主査 それが180事業所になっていると。でも4年に1回は開けて実測をするということですね。

寺岡課長 中に入って見るというものです。

鈴木主査 中に入って見るというのは、3つの法人ですね。3つの法人から選ぶのは誰ですか。

寺岡課長 事業者です。今は登録制度になっているので、国は登録基準に合えば登録機関を増やしていきますので、お客さんがどこを選ぶかは自由です。

鈴木主査 日本ボイラ協会、ボイラ・クレーン安全協会の従業員は何人いるのですか。

寺岡課長 ボイラ協会しか手元にないのですが、ボイラ協会は、420名です。

浅田 主任中央産業安全専門官 事業者の負担軽減ですが、4年連続運転を導入した時に、石油精製とか石油化学コンビナートの事業者側から言われたんですが、一般的に止めて開放検査をすることになると、クーリングダウンして、開放して、検査をして、ウォーミングアップするのにだいたい30日間くらいかかるということです。一日に1億円ほどの生産高になりますから、30億円ほどの損失になる。それを、運転しながら検査できるとそれが解消される。そういった意味で、4年連続運転、しかも高圧ガス保安法の連続運転の検査周期と合ったものは大変ありがたいと喜ばれております。検査に係るコストというのは、自前でやろうが外注しようが変わりはありませんし、自分でやるか外注するかでやることには変わらないのであるから、検査をやる時期にそれを依頼するだけでありますので、それ程大きな負担はでてこないということでございます。

鈴木主査 止めさせられるのが問題。

浅田 主任中央産業安全専門官 高圧ガス保安法でも4年連続運転しか認めておりませんから、全体のラインが止まってしまう。

鈴木主査 高圧ガスは自分で検査するのですから。

浅田 主任中央産業安全専門官 その場合であっても、4年という周期は法定で決まっておりますので、その範囲内で検査をしないとイケない。

鈴木主査 今はどうかはよく知らないが、普通の工場は1年に1回停止すると思います。全部止めて、その時オールオーバーに全部チェックして、直します。だから、止める事自体は当たり前のことであって、四年も続けて運転する工場は、私はあまり知らない。普通は1年に1回自主的に検査します。その時に検査をすれば何ら機会損失はない。高圧ガスの場合には自主検査だから、その定期修理の時に、自分で検査をして、手直しを必要とするものは手直しをして、検査を終了しましたということを報告書にしておけば、高圧ガスの方はそれを信用して、それで結構ですとしている、それで事故はないと言っている。それと同じベースにできる能力のある事業者はそれと同じベースしてもらえませんか。自主検査、自主保安ということにして、しかもそれは閣議決定を受けている方針なのだから。

浅田 主任中央産業安全専門官 災害の発生率、例えば、爆発火災等で見ますと、高圧ガス保安法の適用事業所と、労働安全衛生法の適用事業所とでは、明らかに差がありまして、高圧ガス保安法の方が災害発生率が高いというデータもございます。

鈴木主査 高圧ガスの方からもちゃんとした資料を取りますけれども、労働安全衛生法の方からも、第三者の証言としてデータを出して下さい。

浅田 主任中央産業安全専門官 高圧ガス保安協会が公表しているデータを私どもなりに分析したところ、そういうことだったということです。

鈴木主査 高圧ガスだって全部を自主検査にしているわけではないのですから。そのことと一定の者に対して自主検査を認めるのとは必ずしも一致しませんよね。高圧ガ

すは、さっき言った90事業者について自主検査を認めているのであって、何でもかんでも自主検査を認めているのではない。自主検査を認めていない残りのところには爆発の危険性がありうるということです。

寺岡課長 高圧ガスでも限られた事業者にしか認めていないのは分かっておりますし、優良な事業所を選んでおられるのも分かっております。ただ、その認められた事業所の中で、不正事案が起きたり、事故が起きたり、死亡事故があるかどうか別にしてですが、そういう実態があるというのは事実でございます、私どもとしては、自主検査をするというのはリスクがあると考えております。

鈴木主査 世の中ゼロということはないのだから、例えば、1件起こったものについて、1件もいかにしたら、神様でもでもあるまいし、どんなことをしても間違いというのは起こるわけだから、常識的に許容する問題というのはあると思う。

寺岡課長 1件ということで申し上げているのではなくて、確かに死亡災害がゼロの年もあります。高圧ガス保安協会が公表しているデータを見ますと、自主保安をしているところでも事故が起きている事実があるということでもあります。

鈴木主査 もう一度よく経産省に調べてもらう。くどいようだが、一本の装置のラインについて、高圧ガスは自主検査にし、自分の止めたい時に止めて検査をしている。当然その時には、ラインにある圧力容器についても検査をするでしょう。高圧ガスはその結果をもって検査終了となるのに対し、圧力容器については検査機関に提示する管理資料の意味しか持たないわけです。また、4年に1回の検査になると、期限前2ヶ月間の間に止めて開放しろとおっしゃる。

浅田 主任中央産業安全専門官 一般的に言いますと、高圧ガス保安法の方は、上流の部分の規制がかかっておりまして、私どもの圧の低い下流部分が止まるからといって、全部止まるとは限りません。コンビナート施設を止めるのであれば、通常、両方の連続運転の認定を取っておりますから、連続運転の周期を4年に合わせているはずで、それが経済合理性に最もかなったやり方ですから。おっしゃったように、連続運転の認定を受けずに、連続運手の周期を合わさずにバラバラに止めるという経営判断をするとは到底考えられないのですが。

鈴木主査 私も、到底考えられないが、それが一番迷惑なことだと言っておる。

浅田 主任中央産業安全専門官 そのために、ボイラー・一圧容器についても連続運転の制度を導入しておるわけでございますので。それは石油連盟とかからの要望があって、それに応える形でその制度を導入しているわけですから。

寺岡課長 合わそうとされているから、高圧ガス保安法の認定事業者というのは、ほとんどが私どもの連続運転と重なっていると思うので、時期的なずれは出てこないと思います。

鈴木主査 これは、一堂に会して、私の前で公開討論をやらしてもらわないと、どなたが本当なのか訳が分からなくなってきたという感じがしますね。

運営の問題なのか。国は基準を作るだけで、実際にやるのは、都道府県とか市町村な

のでしょうか。

寺岡課長 私どもが基準を作って、先程の3つ機関が検査をしています。

鈴木主査 その検査結果を受け入れるのは誰ですか。検査完了とするのは誰ですか。

浅田 主任中央産業安全専門官 検査機関の検査員が検査証に有効期間更新という判を押して、有効期間が更新されるという仕組みになっております。

鈴木主査 管理者がいるでしょう、全体に対しての。それは国なのか、市町村なのか。

寺岡課長 国です。ただ、報告とかはないので、有効期間を延ばすだけです。その結果を国に報告するという仕組みにはなっておりません。

鈴木主査 認定を取っていれば、労働安全衛生法の検査のために、運転を止めて検査をする必要はありません、という理由をもう一度詳しく教えて下さい。

浅田 主任中央産業安全専門官 高圧ガス保安法に基づく認定を受けた事業者であれば、高圧ガス保安法の対象設備は4年の連続運転が認められているわけです。同じようにボイラー・一圧についても、4年間と同じサイクルの認定を受ければ、運転中に外から検査ができます。したがって、常識的に考えれば、両方の認定を受けて、両方同じサイクルに開放検査をするというやり方をとっておられます。片方が自主検査で、片方が第三者検査であるが故に、ライン全体を止めなければいけないという不合理が生じる余地はないと考えております。

鈴木主査 その説明が違う。4年連続運転はいいでしょうが、4年目に検査をする時には、高圧ガスの方は、それは自分で検査してその結果を出せばよろしい。やる時期であれば、4年間の間であればいつでもよい。

浅田 主任中央産業安全専門官 検査をする時期は、4年のうちの最初の一か月でやるというやり方はとっていないはずなので、4年という期間が終わるある一定の期間内にやって、その時点においても設備の健全性で見ても問題ないということであれば、また次も運転して良いと言うことになると思います。その時期というのは一圧においても開放検査をする時期に合わせていると思います。

鈴木主査 高圧ガスはそういうシステムだから、4年の中で検査をやるといっても、自分で当たり前の様に、点検する時のタイミングに合わせてやるというのだから、機会損失は何もない。一圧の方は、最後の4年のラスト二ヶ月間しか間がないでしょう。ラスト二ヶ月で定期検査のスケジュールが組める人はよいですが、組めない人はラスト二ヶ月間で否応なしに止めるしかないわけでしょう。

浅田 主任中央産業安全専門官 調整の期間が短いという苦情は一切あがって来ておりません。

鈴木主査 この間まで一ヶ月だったのを、最近二ヶ月にしたということでしょう。

寺岡課長　もっと前にやりたいということであれば、それでも構わない。そうすれば周期が合っていく。だからいつもいつもボイラーの検査をする度に、工場が止まるということはない。

鈴木主査　ではラスト二ヶ月間でなくても、やりたい時にやれるということによいですね。

寺岡課長　結構です。

鈴木主査　そこで、そこまで認めるのなら、なぜ、第三者機関の検査とばかり言うのですか。ボイラー協会の仕事のためかと言いたくなってしまう。

寺岡課長　そこについては、繰り返しになりますが、不正事案の話と自社で検査する場合に公正性を保つのは難しい面があると、自主検査にしても爆発が起きていると言う状況を見ると、私どもとすれば、産業安全の確保を世の中から言われている中で、自主検査でよいですよとはいかない。

鈴木主査　霞ヶ関の不一致ですね。それで結構だという省がいるのですよ。より高圧なもので。

寺岡課長　それは、高圧ガス保安法が良いとか悪いとかではなく、高圧ガス保安法とは私どもと規制の仕方が違いますから、良いとか悪いとかは言えない。

鈴木主査　片や許可を受けた業者だけを管理しており、片やあらゆる業者を管理しないといけないということをお願いのだろうけど、結局機械を保全している人の質の問題ですからね。そうこだわる必要があるのか。自主検査・自主保安・事後チェックという社会を我々は作りたい。自分に責任を持たせて、その代わり、事故が起こったら社長は引責辞任をする、そういう責任を持つ世界を作ることが規制緩和の狙いとしているところです。そういうメンタリティを持つことによって責任を持たせる。どっかの省庁によいと言ってもらったとか、事故を起こしたのに悪いのは自分ではない、検査した人が悪いのだというような無責任な人々を作らないのが我々の目的としておるところです。全部信用できるとは言っていない、だから、信用できる人に対しては、自主検査を認めるということ認めてやってくれと言っているだけです。こういう話を今後やりますからね。

寺岡課長　鈴木先生のおっしゃることは、それはそれで分かります。しかし、私どもが産業安全の確保がやっている中で、今みたいな状況はほとんどなかった位に大規模な企業の事故が起き、その数が増えている。私どもの事故も増えているけども、高圧ガスの事故も増えているし、消防庁の事故も増えている。平成16年は過去最高だともいわれている。そういう状況であると。これまで、こんな事故の多い状況はなかったと、経団連さんなんかも言っている。それはリストラで現場の人を減らしているからだとか、やっぱり企業そのものが変わってきていると思います。企業というのは機械化も進み、自動化も進んできておりますが、メンテナンスコストがものすごく減らされたり、人がいなくなって技能が伝承されていないとか言われておって、そういう中で本当にできるのかという危惧をすごく持っているのです。これは、私どもが作文をしているのではな

くて、色々なところから指摘を受けております。

鈴木主査 ではその客観的データを出して下さい。リストラだとか、メンテナンスコストの削減とかの原因分析はされておりますか。されているのであれば、それも出して下さい。

アクシデントが起こるのは仕方がない。それはどこにでも起こる。しかしその原因と対応策をしっかりとすることによって防げるアクシデントもある。硬直的なシステムというのがこれの早急な解決を妨げているということもあり得る。原因分析をして本当に企業がリストラを進め、メンテナンスコストを下げたから、事故が増えたということが言えるのか、企業の検査システムは第三者に頼らないといけないほど、だめなものになっているのか、ここらへんも参考にしながら議論しないと、理想論と感情論で混乱するから、それを出して下さい。

保安問題については、臨調の時に一所懸命やっていたのを、私も横で見えておりましたが、話だけ聞くと一つのコンビナートに対して、四つの法律で三つの省庁が、同じ機械をいじり回しており、今日は消防だ、今日は高圧だ、今度はボイラーだとやっていると聞いていて、それはひどいなと思っていたが、話を聞いてみるとそうではないのが分かった。もう一つ、一圧容器だからといって全てやる必要はないと思っていたが、また、全てはやっていないとおっしゃったが、対象であるもの、ないもの、1メガパスカルを超えるものでも労務安全衛生法の対象となるもの、それから、1メガパスカル未満でも高圧ガス保安法で検査しているもの、これらも出していただけませんか。

それでは、どうもありがとうございました。